平成２８年（フ）第１４８号
新潟市北区松浜本町１丁目４番12号、前住所新潟市北区新元島町3942番地72　クォーク新元島101号
債務者　鈴木　祐子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
金沢市泉野町４丁目９番５号　スプリングテラス泉野304号
債務者　閨　　勇樹
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３２号
金沢市西金沢１丁目145番地25、従前の住所金沢市若宮町ホ31番地１　シェモア駅西203号
債務者　宮本　理加
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
石川県小松市向本折町ホ31番地　松寿園養老、従前の住所石川県小松市大文字町154番地２
債務者　浜田　周子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第７４号
長野県松本市庄内３丁目７番17号
債務者　Ｍ２企画こと　有坂真恵美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１９３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目83番地の１　メルヘンハイツ101号
債務者　永田　正昭
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市田能３丁目１番34―103号、前住所兵庫県尼崎市潮江３丁目８番３号
債務者　平田　房子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
兵庫県洲本市塩谷２丁目３番59号　パレーシャル塩屋106号
債務者　西谷　昭二
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県洲本市上物部２丁目２番70号　アーバンヴィレッジ304号大江徹方、前住所兵庫県洲本市上物部690番地６
債務者　亀山　幸夫
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県洲本市上物部２丁目２番70号　アーバンヴィレッジ304号大江徹方、前住所兵庫県洲本市上物部690番地６
債務者　亀山真奈美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
広島県三原市中之町４丁目17番３号
債務者　山本　幸恵
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第４５号
広島県福山市南蔵王町４丁目14番１号
債務者　門田　孝江
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６８号
広島県福山市加茂町大字下加茂181番地３
債務者　槇谷　孝治
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６９号
広島県福山市加茂町大字下加茂181番地３
債務者　槇谷　恭子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５８号
山口県下関市秋根新町７番21―103号　新下関団地
債務者　百合本具子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
山口県下関市一の宮町５丁目１番36―303号　コーポ光ヶ丘
債務者　井上　宏平
1　決定年月日時　平成28年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係